

参考資料 1

1 入湯税導入団体の状況

(1) 入湯税超過課税団体一覧 (12 団体)

入湯税の標準税額は、地方税法第 701 条の 2 により、150 円となっている。
 入湯税課税 992 団体のうち、超過課税を実施している団体は下記 12 団体のみ。

市区町村名	宿泊		日帰り
釧路市 (北海道)	国際観光ホテル250円	一般150円	90円
登別市 (北海道)	一般300円	ユースホステル100円	50円
伊達市 (北海道)	一部施設※1 300円	一般150円	50円
上川町 (北海道)	国際観光ホテル250円	一般150円	150円
壮瞥町 (北海道)	一般300円	ユースホステル100円	100円
桑名市 (三重県)	①ホテル、旅館210円	②国民宿舎、寮、保養所150円	①210円
			②150円
	③その他60円		③60円
長門市 (山口県)	一般150円	景観形成重点地区300円	300円
東川町 (北海道)	250円		150円
洞爺湖町 (北海道)	300円		100円
箕面市 (大阪府)	200円		75円
美作市 (岡山県)	200円		200円
別府市 (大分県)	1,500円以上 2,000円以下	50円	40円
	2,001円以上 4,500円以下	100円	
	4,501円以上 6,000円以下	150円	
	6,001円以上50,000円以下	250円	
	50,001円以上	500円	

※1 宿泊料金が 6,000 円を超え、総客室が 20 室を超える施設

(2) 和歌山県内入湯税課税団体一覧 (25 団体)

県内市町村30団体中、25団体において入湯税を課税している。

団体数	宿泊	日帰り	市町村名
9	150円	150円	田辺市、美浜町、日高町、みなべ町、日高川町、すさみ町、太地町、古座川町、串本町
7	150円	75円	和歌山市、橋本市、新宮市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、那智勝浦町
1	150円	70円	岩出市
8	150円	0円	海南市、※有田市、湯浅町、広川町、※有田川町、※白浜町、上富田町、※北山村

(参考) ※印の市町は利用料金の額が1,000円以下の場合は0円

2 白浜町の入湯税決算額の推移



3 入湯税の用途について

入湯税の充当項目の分類は、地方税法第 701 条の規定による。

(単位：千円)

令和 6 年度充当事業

事業区分	充当額	割合	事業内容
環境衛生施設の整備	69,183	39.3%	廃棄物処理施設整備費
鉱泉源の保護・管理施設の整備	3,297	1.9%	鉱泉源の保護・管理施設整備費
消防施設等の整備	2,713	1.5%	消防施設等整備費
観光施設の整備	9,046	5.1%	浴場施設整備、公園施設整備
観光振興	91,920	52.2%	観光協会等補助金、イベント補助、海水浴場費等
計	176,159	100.0%	